

○広島修道大学在学学生スカラシップ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学在学学生スカラシップにより採用される奨学生（以下「成績優秀奨学生（学業成績）」という。）に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 成績優秀奨学生（学業成績）とは、社会に貢献できる人材を積極的に育成するために、本学学部に在学する正規学生で学業成績が優秀な者に対し、授業料の一部として奨学金を給付する「在学学生スカラシップ」により、奨学金を受給する者をいう。

(採用人数)

第3条 成績優秀奨学生（学業成績）の採用人数は、別表のとおりとする。

(採用期間)

第4条 成績優秀奨学生（学業成績）の採用期間は当該年度とする。ただし、再採用を妨げない。

(奨学金)

第5条 成績優秀奨学生（学業成績）には、年額15万円の奨学金を給付する。

(兼有の禁止)

第6条 成績優秀奨学生（学業成績）は、外国人留学生の諸納付金被減免者と兼ねることはできない。ただし、他の奨学生についてはこの限りではない。

(申し込み)

第7条 成績優秀奨学生（学業成績）採用の申し込みは、これを必要としない。

(選考及び基準)

第8条 成績優秀奨学生（学業成績）の選考は、選考委員会が前年度の学業成績を対象として行う。

2 成績優秀奨学生（学業成績）の選考基準は、学部教授会でこれを定める。

(選考委員会)

第9条 選考委員会は学部別に設置し、委員会の構成は学部教授会がこれを定める。

(採用)

第10条 成績優秀奨学生（学業成績）の採用は、学部教授会の議を経て学長がこれを決定する。

2 成績優秀奨学生（学業成績）の採用を決定したときは、本人に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、所定の成績優秀奨学生（学業成績）採用受諾書を指定の期日

までに提出しなければならない。

(奨学金の支給)

第11条 奨学金は、成績優秀奨学生（学業成績）採用受諾書の受理後、前期分学費納入者に対し、原則として1カ月以内に本人が指定する金融機関口座への振り込みにより、年額を一括して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の支給日までに本人が休学・退学・除籍となった場合は奨学金を支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、奨学金の支給日までに本人の休学・退学・除籍の手続きが行われる予定であることが判明した場合は、奨学金の支給を停止することがある。

(取消し)

第12条 成績優秀奨学生（学業成績）が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、学長は学部教授会の議を経て、成績優秀奨学生（学業成績）の取消しを行う。

- (1) 本学の学籍を失ったとき。
- (2) 学則第39条により懲戒処分を受けたとき。
- (3) 辞退を申し出たとき。

(辞退)

第13条 成績優秀奨学生（学業成績）は、成績優秀奨学生（学業成績）の辞退を申し出ることができる。

(事務担当)

第14条 この規程に関する事務は、学生課が担当する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会でこれを決定する。

附 則

- 1 この規程は、2001年3月22日に制定し、2001年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、第3条別表の一部を追加して、2003年3月24日に改正し、2003年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、第6条を2005年5月27日に改正し、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規程は、第3条別表を2006年3月22日に改正し、2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従

前の例による。

- 5 この規程は、規程等整理の方針に基づき、2011年11月28日に改正し、同日から施行する。
- 6 この規程は、2013年3月28日に、第2条、第11条第1項及び同条第2項を改正し、第11条に第3項を追加して、2013年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、2013年3月28日に第3条別表及び第5条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、2016年3月28日に第3条別表及び第5条を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2015年度以前に人文学部人間関係学科教育学専攻に入学した者については、改正後の第3条別表にかかわらず、改正前の別表を適用する。この場合において、別表中、人数の各3名は各2名に読み替えるものとする。
- 9 この規程は、2017年2月23日に第3条別表を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に人文学部人間関係学科心理学専攻に入学した者については、改正後の第3条別表にかかわらず、改正前の別表を適用する。
- 10 この規程は、2018年3月28日に第3条別表を改正し、2018年4月1日から施行する。ただし、2017年度以前に法学部法律学科、法学部国際政治学科及び人間環境学部人間環境学科に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

成績優秀奨学生（学業成績）採用人数（上限）

学部・学科・専攻区分		2年生	3年生	4年生	計
商学部	商学科	6名	6名	6名	18名
	経営学科	6名	6名	6名	18名
人文学部	人間関係学科 社会学専攻	2名	2名	2名	6名
	教育学科	4名	4名	4名	12名
	英語英文学科	4名	4名	4名	12名
法学部	法律学科	8名	8名	8名	24名
経済科学部	現代経済学科	5名	5名	5名	15名
	経済情報学科	5名	5名	5名	15名
人間環境学部	人間環境学科	5名	5名	5名	15名

健康科学部	心理学科	3名	3名	3名	9名
	健康栄養学科	3名	3名	3名	9名
国際コミュニテ ィ学部	国際政治学科	3名	3名	3名	9名
	地域行政学科	3名	3名	3名	9名
合計		57名	57名	57名	171名

(注記) 4年生は最短修業年限内を対象とする。